

《みちのく『年金指定・予約者定期預金』》商品概要説明書

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	みちのく「年金指定・予約者定期預金」
2. 取扱期間	平成23年4月1日(金)～平成24年3月30日(金)
3. ご利用可能な方	<p>次の①～③のいずれかに該当する個人のお客さま</p> <p>①みちのく銀行で国民年金、厚生年金、各種共済年金の受け取りをされている、または新しく受け取りを開始されるお客さま。</p> <p>【対象となる年金】 国民年金、厚生年金、各種共済年金※、労災年金、船員保険、恩給(県知事認定分) ただし、国民年金基金・厚生年金基金等の各種基金は対象外といたします。 ※国家公務員等共済、地方職員共済、公立学校共済、警察共済、日本鉄道共済、市町村職員共済、私立学校教職員共済、日本電信電話共済、日本たばこ産業共済、農林漁業団体職員共済</p> <p>②制度上年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さま。 (外国人登録原票記載事項証明書、外国人登録証明書、運転免許証のいずれかをご提示いただきます)</p> <p>③当行の年金受取予約サービスを申込みされているお客さま。 新たに年金受取予約サービスを申込みされるお客さまも対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【年金受取予約サービス】(無料)</p><p>○お申しただけのお客さま 公的年金をまだ受け取られていない満50歳以上65歳未満のお客さま。 (ただし、年金受取時期まで6カ月以上10年未満のお客さま)</p><p>○サービス概要</p><ul style="list-style-type: none">・年金の「請求時期」のご案内 年金請求時期が近づいたらお客さまにご連絡を差し上げます。・年金請求手続きの際のお手伝い 「年金請求書の記入方法」「年金請求書の提出」などお手伝いさせていただきます。・年金に係る各種ご相談 年金に関するいろいろなご相談を承ります。<p style="text-align: center;">平成23年4月1日現在の年金受取予約サービスについて表示しております。</p></div>
4. 預入期間および預金種類	<p>この預金には、払い戻しに関する期間の定めがあります。</p> <p>①年金指定のお客さま……………1年、3年、5年</p> <p>②年金予約サービスのお客さま……………1年</p> <p>自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いとなります。 預金種類は自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)とします。</p>

家庭の銀行



5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 取扱い店	一括預入 10万円以上1,000万円以内 1円単位 全営業店で取扱いします。 ※お申込みは、年金受取指定店または年金受取予約サービスをお申込みいただいた店のいずれか1カ店とします。
6. 払戻方法	満期日に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>預入期間1年 …スーパー定期1年もの店頭表示金利+上乗せ金利年0.20%(税引後0.16%)</p> <p>預入期間3年(年金指定のお客様のみ取扱い) …スーパー定期3年もの店頭表示金利+上乗せ金利年0.30%(税引後0.24%)</p> <p>預入期間5年(年金指定のお客様のみ取扱い) …スーパー定期5年もの店頭表示金利+上乗せ金利年0.50%(税引後0.40%)</p> <p>上記の上乗せ金利は初回預入時のみの適用となり、自動継続後の金利は継続日における預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示金利となります。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>預入期間1年ものは、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で計算します。預入期間3年、5年ものは、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利で計算します。</p> <p>分離課税(国税15%および地方税5%、合計20%)となります。 法令に定められた条件を満たす個人のお客様の場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱いをご利用いただけます。</p>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約項目	—
10. 中途解約	この預金は満期日の前には解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合には、預入日に遡って上乗せ金利を取り消したうえで、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 中途解約利率については、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)の商品概要説明書をご覧ください。
11. 預金保険に関する事項	この預金は、預金保険の対象です。 預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。
12. その他参考となる事項	証書式のみを取扱いとし、通帳式では取扱いいたしません。 ATMおよびインターネットバンキングでは取扱いいたしません。 金利については、窓口までお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

家庭の銀行

